

庄内町告示第99号

平成27年度庄内町体育協会補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

平成27年度庄内町体育協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの普及及び振興を図るため、庄内町体育協会（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、視察若しくは研修を目的としない旅行費用、会議等における茶菓代を除く飲食費又は他の団体が行う事業等への負担金を除く。

- (1) 町民等へのスポーツ振興及び啓発活動に要する経費
- (2) 加盟団体の育成及び組織強化に要する経費
- (3) スポーツ少年団の強化育成に要する経費
- (4) 研修に要する経費
- (5) 大会等出場支援に要する経費
- (6) 表彰に要する経費
- (7) 会議費、事務消耗品その他協会の運営に要する経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、300万円以内とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、協会の事業計画書及び収支予算書とする。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、事業完了後速やかに提出するものとし、同条に規定する別に定める書類は、協会の事業実施報告書及び収支決算書とする。

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、協会の請求により、補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。